

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 770-8567

(ふりがな)

住 所 とくしまけん とくしましさいわいちょう1ちょうめ6ばん
徳島県徳島市幸町1丁目6番

(ふりがな)

氏 名 かぶしきがいしゃ とくしま
株式会社エフエム徳島
代表取締役社長 田中 良昌

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見書「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」

別紙

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
5頁	14～16	新たな放送の制度は、できる限り事業者の創意工夫を生かせるものとすることによって、中長期的に国民の多様なニーズを満たし、かつ、ビジネスとして維持できることに留意した。	事業者の工夫を生かす考え方に賛同する。
14頁	表内	地方ブロック向けデジタルラジオ放送 制度化の理念 「地域振興」「地域情報の確保」「既存ラジオのノウハウの活用」	既存のFM放送の実績やノウハウを活用すべきと考える。 マルチメディア放送においては様々なサービスの提供が可能である。そのためにはFM放送事業者が培ってきたノウハウが生かされる制度整備を希望する。
16, 17頁	28～2	マルチメディア放送については、従来の地上放送と同様に、より多くの国民にサービスが提供されるよう、当該放送を行う事業者には、サービスエリアにおいて「あまねく受信」できるように努めることが適当である。こうした努力義務に加え、「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。	サービスエリア内のカバー率は固定受信を基準とするのではなく、移動体受信等も含め、その地域の実情に応じた柔軟な条件を望む。

23, 24頁	34~22	<p>「地方ブロック向け放送」については、「地方ブロック」を誰がどのように区分けするか（例えば、どの位の数の県を1のブロックとするか）が今後の検討に委ねられている。</p> <p>この点、「地方ブロック向け放送」について、</p> <p>①1の者がすべての地方ブロックで「地方ブロック向け放送」を行うこと、又は、すべてのブロックの申請者が連携して申請することを前提とする場合</p> <p>②地方ブロックの区分けやその地方ブロック用のチャンネル（予備用のチャンネルを含む）の利用条件を国があらかじめ定め、地方ブロックごとに放送事業者が申請する場合</p> <p>等を想定すれば、国が異なる地方ブロック間のチャンネル利用を個別に調整することは必要ではなく、放送事業者の創意工夫に委ねた「全国向け放送」に準じた仕組みを導入することも考えられる。</p> <p>このため、「地方ブロック向け放送」の周波数の割当て方法については、こうした点を十分に踏まえつつ、今後更に検討を行うことが適当である。</p> <p>なお、参入の形態について、上記②の方法をとった場合には、実際に申請が行われない地方ブロックが生じることも想定される。こうした場合には、例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請があった地方ブロックでの放送も含め「地方ブロック向け放送」への割当てを止めて、すべて「全国向け放送」に改めた上で再度参入希望者を募集すること、 	<p>「地方ブロック向け放送」の区分けについては、実現可能な効率的な区分けと事業の採算性を加味した区分けが望まれる。しかしながら事業者側からみるだけでなく利用者の立場からみて今後様々な問題や制度が急速に進展し変化することも加味しながら、国民のニーズや周波数の有効利用等を踏まえ、更に検討することに賛同する。</p>
---------	-------	---	---

		<p>・とりあえず申請があった地方ブロックについて処理を行うこと（その他の地方については申請を待つこと）、 等の対応が考えられるが、国民のニーズや周波数の有効利用等を踏まえ、更に検討する必要がある。</p>	
25頁	10~11	<p>「マルチメディア放送」について、必要な規律を定めるためには、まず、「マルチメディア放送」の定義を定めることが必要である。</p>	<p>「マルチメディア放送」の定義が明確にならないと事業者にとって事業の計画を立てることすら出来ない。よって、できるだけ早い時期に定義を定めることを希望する。</p>

以上